

令和3年度部活動運営方針

令和3年4月1日

鹿児島県立大島高等学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として実施される教育活動であり、各部活動に必要な資質・能力を育成しながら、体力の向上や健康の増進、文化振興、地域の伝統継承等を図るとともに、学習意欲の向上や責任感・連帯感・自己肯定感の涵養、自主性・協調性等の育成を図り、生徒が豊かな学校生活を送れるよう、心身ともに健全な生徒の育成を目指す。

2 部活動方針

- (1) 学習活動と部活動の両立（いわゆる「文武両道」）を図る。
- (2) 顧問は、生徒の状況をよく観察・把握し、技術指導のほか、学習指導・生活指導にも積極的に関わり、生徒の学校生活の充実や好ましい人間関係の構築を図る。
- (3) 顧問は、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。
- (4) 顧問は、新型コロナウイルス感染拡大防止、けがや事故の未然防止、生徒の安全確保に努めるとともに、事故発生時の適切かつ迅速な対応を行う。
- (5) 顧問は、体罰や暴言、セクハラ等の禁止など、サービスを遵守する。生徒同士、外部指導者やコーチも同様である。

3 休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

4 運営方針並びに活動計画等の周知

- (1) 「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画」及び「活動実績」を作成する。
- (2) 運営方針及び活動計画等を、本校のホームページ等により公表する。

（参考）

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教委）

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）